

| | | |
|-------------|--|----------------|
| 陳情第 1 5 5 号 | 受理年月日 | 令和元年 1 2 月 2 日 |
| 付託委員会 | 保健福祉委員会 | |
| 件名 | 保護課職員による生活保護受給者への適切な支援と不十分な事例が発生した場合のルール作成について | |
| 要旨 | <p>生活保護制度は、国が北九州市民の最低生活費を決め、北九州市に住む 70 歳の単身者の毎月の生活扶助基準額は 7 万 1,940 円である。これは文字どおり最低限度の生活費である。このため、病気や介護、葬儀などのために臨時で費用が必要な場合の扶助制度がある。例えば、病院に行くためにバスに乗る場合、一月に数回通院するだけですぐに 1,000 円を超える。1,000 円あれば 3 食食えることができる。このため、通院移送費を支給する制度がある。</p> <p>しかし、通院移送費について、病院から教えてもらって初めて知ったなど制度を知らない受給者が多くいる。また、申請しても保護課のケースワーカーから、事前に届けていないので支給できない、定期的に通う病院以外は認められていない、複数通院していても、1 人 1 病院、1 日 1 病院しか認められないなど法に反する対応が多く発生している。</p> <p>保護課は制度について、保護のしおりに書いていると言うが、受給者の多くは高齢者など字を読むのが苦手で、読んでも理解が困難であり、すぐに忘れる人も多くいる。保護課の職員のように専門で生活保護の制度を勉強しているわけではない。</p> <p>猛暑が続く夏のエアコン設置の有無は命にかかわる。全国の請願・陳情などが実り、昨年からエアコン購入費が出るようになったが、条件が厳しくて購入できた人はわずかである。一方、受給者の多くは、いつ制度ができたのか、どんな条件なのか、自分は対象者なのか等々、保護課から教えてもらわなければ全くわからない。</p> <p>国が決めしている最低生活を下回らないため、制度を理解していない受給者に制度をわかりやすく伝え、きちんと利用できるように援助することは生活保護行政では特に大切である。</p> <p>このため、下記のとおり措置していただきたい。</p> | |

記

- 1 生活保護受給者が何に困っているのかをしっかりと把握した上で、提案できる支援制度を活用して、困っている受給者の立場に立って、わかりやすく丁寧に支援すること。
- 2 担当職員による不十分な対応事例を繰り返さないために、そのような事例が発生したときは原因分析や再発防止対策をきちんと行い、他の福祉事務所などへの水平展開を行うためのルールを作成すること。